

使用料・手数料改定の方針について

1 使用料・手数料の定期見直しの経緯・趣旨

平成19年4月に使用料・手数料についての全庁的な見直しを実施しましたが、その際、原価算定方式によるコスト算定結果に基づいた改定を基本としつつ、住民負担の急激な上昇を緩和するための方策として、「コスト算定単価※1」と改定前の使用料・手数料単価との「乖離率※2」に応じた段階的^{かい}な改定率を採用し、おおむね5年ごとのサイクルで定期的な見直しを行っていくこととしました。

その後、平成25年4月の見直しを経て、平成31年4月に見直しを行う予定としていましたが、平成30年7月豪雨により被災した多くの市民に対する影響を配慮し、原価算定方式による使用料・手数料の定期的な見直しは見合わせました。

今回、平成25年改定から7年が経過することから、改めて原価算定方式によるコスト計算を行い、使用料・手数料の見直しを実施することとします。

【改定の経緯】

改定時期	区分
平成19年4月	20年ぶりの改定
平成25年4月	定期改定(6年ぶり)
平成26年4月	消費税等引上げ(5%→8%)
令和元年10月	消費税等引上げ(8%→10%)
令和2年4月	定期改定(7年ぶり)

※1 コスト算定単価
(専用使用料の場合)



年間コスト (人件費, 維持管理費及び減価償却費)

年間の開館時間数×貸室面積

×受益者負担割合

※2 乖離率



コスト算定単価

現行の使用料 (又は手数料) 単価

2 原価算定方式による算出方法

1 見直しの方法

(1) 改定額案の算出

次の表のとおり、現行の使用料の額に乖離率に応じた改定率を乗じることにより、改定額案を算出します。

ア 専用使用料（まちづくりセンター、体育館等）

乖離率	改定額案
0.5未満	現行使用料×0.7
0.5以上0.8未満	現行使用料×0.8
0.8以上1.2未満	現行使用料×1.0
1.2以上5.0未満	現行使用料×1.2
5.0以上	現行使用料×1.5

イ 個人使用料（斎場等）及び手数料（一般ごみの持込み等）

乖離率	改定額案
0.8未満	現行使用料×0.8
0.8以上1.2未満	現行使用料×1.0
1.2以上5.0未満	現行使用料×1.2
5.0以上	現行使用料×1.5

2 見直しにおける例外的な取扱い

- (1) 原価算定の対象とするのは施設等の使用料のみとし、附帯設備である器具使用料は対象外とします。
- (2) 前回改定（平成25年4月）以降に設置した施設については、原価算定の対象外とします。
- (3) 端数の取扱いについては、各施設の経緯や利用者の支払の簡便さを勘案した上で、各施設についてそれぞれ設定しています。
そのため、原価算定の結果では改定が必要な施設であっても、端数処理の結果、改定額に変動が生じない施設もあります。
- (4) 原価算定の結果では、改定が必要となる施設においても、近隣の同類施設とのバランス等を検討した上で、据え置くこととしている施設があります。

3 算定結果

1 使用料・手数料の改定内容

(1) 専用使用料

区 分	施設数
現行の使用料を改定する施設	9 8
改定率0. 7の施設	2 3
改定率0. 8の施設	1 9
改定率1. 2の施設	4 9
改定率1. 5の施設	6
算定結果とは異なる改定率を採用する施設	1
現行の使用料を据え置く施設	6 7

(2) 個人使用料

区 分	施設数
現行の使用料を改定する施設	2 1
改定率1. 2の施設	1 7
改定率1. 5の施設	3
算定結果とは異なる改定率を採用する施設	1
現行の使用料を据え置く施設	2 7

(3) 手数料

区 分	業務数
現行の手数料を改定する事務・業務	3
改定率1. 2の事務・業務	3
現行の手数料を据え置く事務・業務	2 7

2 見直しによる影響見込額

(1) 使用料・手数料

区 分	増収見込額	備 考
使用料	約24,000千円	令和元年度当初予算をベースに算出
手数料	約73,000千円	
計	約97,000千円	

※ 一括算定の対象外として、し尿くみ取り手数料9,074千円が別途あります。

(参考) 使用料・手数料の全体概要

		一般会計	特別会計・企業会計
原価算定方式採用	一括改定	<ul style="list-style-type: none"> ○使用料 <ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりセンター使用料 ・スポーツ施設使用料 ・斎場使用料 ・海事歴史科学館使用料 等 ○手数料 <ul style="list-style-type: none"> ・焼却・破砕処理手数料 ・税証明等発行手数料 等 	<ul style="list-style-type: none"> 個別改定 <ul style="list-style-type: none"> ・し尿くみ取り手数料
	原価算定方式以外	<p>A 国の政令等に準じて決定している使用料等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路占用料 ・市営住宅使用料 ・戸籍証明発行手数料 ・河川等占用料 ・臨時運行許可手数料 ・建築指導手数料 ・市立呉高校授業料 等 <p>B 収支の状況により決定している使用料等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・上下水道料金 ・集落排水使用料 ・地域下水道料金 ・市場使用料
	<p>C 同種の施設等とのバランスを図り決定している使用料等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・港湾施設使用料 ・都市公園使用料 ・グリーンピアせとうち使用料 ・天応棧橋使用料 ・都市計画区域外公園使用料 ・家庭ゴミ指定袋手数料 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・港湾施設使用料 ・駐車場使用料 ・野呂高原ロッジ使用料 	

※ 四角囲みの使用料等は、今回の原価算定方式による使用料等の改定に併せ、改定を行う使用料等